

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：芽室町洪水ハザードマップ)

芽室町には十勝川及び十勝川水系一級河川美生川、芽室川が流れており、十勝川が氾濫した場合の浸水想定区域は市街地西地域の一部と十勝川北側の農村地域を中心に0.5～5.0m未満の浸水域とされています。美生川が氾濫した場合の浸水想定区域は、芽室町洪水ハザードマップによると、中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に住宅地と弥生地区工業団地となっており一部が0.5～5.0mの浸水域とされています。また、芽室川が氾濫した場合の浸水想定区域は、西工業団地全体が含まれており0.5m～10.0mの浸水域とされています。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
美生川流域地区	5.0m未満	21
芽室川流域地区	10.0m未満	35
十勝川流域地域	5.0m未満	2
計		58



(土砂災害：北海道士砂災害警戒情報システム)

北海道士砂災害警戒情報システムにおける土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果から、警戒区域が農村地域を中心に23カ所（土石流15カ所、内特別警戒区域5カ所、急傾斜地の崩壊8カ所、内特別軽火器区域8カ所）指定されており、特にピウカ川流域地区では芽室西工業団地の立地に近い位置に4カ所特別計画区域（急傾斜地の崩壊）が指定されています。



(地震：地震調査研究推進本部)

芽室町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると、主に、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生する地震、沈み込むプレートの内部で発生する地震、日高山脈南部の地震、陸域の浅い場所で発生する地震です。太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した主な被害地震には、「昭和27年(1952年)十勝沖地震」(M8.2)、「昭和43年(1968年)十勝沖地震」(M7.9)、「平成15年(2003年)十勝沖地震」(M8.0)などがあり、地震の揺れによる被害だけでなく、津波によっても著しい被害が生じました。

日高地方南部から浦河沖は地震活動の活発な地域であり、これまでにM8程度の地震こそ発生した記録はないものの、1930年以降でもM6～7程度の被害地震が何回か発生しています。その中で、「昭和57年(1982年)浦河沖地震」(M7.1)では、浦河町で震度6が観測され、大きな被害が生じました。このほか、1931年の日高地方東部の地震(M6.8)、「昭和7年(1932年)の日高地方中部の地震」(M6.9)、「昭和45年(1970年)の十勝地方南部の地震」(M6.7)などの被害地震が発生しています。日高地方南部から浦河沖にかけての地域は、地下構造が複雑であるため、地震の深さを精度よく決めることは難しいのですが、通常の陸域の地震が発生する場所より深い場所(深さ20～40km)で数多くの地震が発生しているという特徴があります。なお、「昭和56年(1981年)の浦河沖の地震」(M6.9)は、深さ約130kmの沈み込

む太平洋プレート内で発生した深い地震ですが、被害が生じました。

この地域の浅い場所で発生する地震活動の一つとして、1989年の十勝地方北部の群発地震があります。これは、北海道を東から西へ延びる火山地帯で発生する地震活動で、日高山脈南部の地震活動とは異なる性質のものであります。

2018年9月6日に「平成30年北海道胆振東部地震」(M6.7)が発生しました。この地震により、道内で死者42名、負傷者762名、住家全壊462棟などの被害が生じました(平成31年1月28日、消防庁調べ)。また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少しました。

日高・十勝地域には、日高山脈東部の十勝平野に南北方向に十勝平野断層帯が延びています。

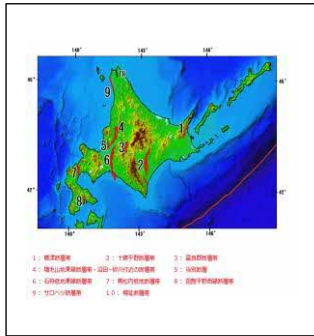
また、この地域に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、根室沖の地震、十勝沖の地震、千島海溝沿いで発生するひとまわり小さい規模のプレート間地震、千島海溝沿いのプレート内で発生する地震(やや浅い/やや深い)、超巨大地震(17世紀型)があります。

十勝川河口付近はやや軟弱な地盤であるため、地震が発生した場合には他の地域より揺れが大きくなる可能性があります。

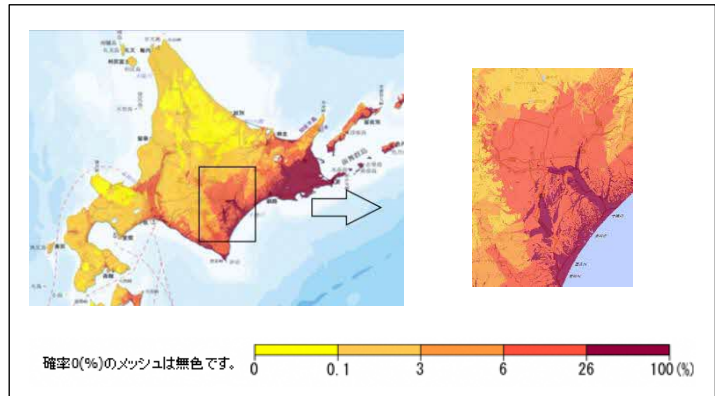
十勝地方の全市町村および日高地方の7町は、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震によって被害が生じるおそれがあり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されています。

地震(海溝型・内陸の活断層で発生するもの)		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6程度	9%	
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5程度	60%程度	
	超巨大地震(17世紀型)	8.8以上	7～40%	
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖及び根室沖	7.0～7.5程度	80%程度
		色丹島沖及び択捉島沖	7.5程度	90%程度
	十勝沖から択捉沖の開港寄りのプレート間地震(津波地震等)	8.0前後	50%程度	
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	30%程度	
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8前後	50%程度	
海溝軸の外側で発生する地震	8.2程度	不明		
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	ひとまわり小さいプレート間地震	7.0～7.5程度	90%以上
		青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	60～70%	
	海溝軸の外側	8.2前後	7%	
	十勝平野断層帯(内陸)	主部	8.0程度	0.1%～0.2%
光地園断層帯		7.2程度	0.1%～0.4%	
富良野断層帯(内陸)	西部	7.2程度	ほぼ0%～0.03%	
	東部	7.2程度	ほぼ0%～0.01%	
石狩低地東緑断層帯(内陸)	主部	7.9程度	ほぼ0%	
	南部	7.7程度	0.2%以下	

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

芽室町では、昭和29年5月風速30mの大暴風に襲われ、1,379棟の建築物をはじめ、畑作物、森林その他約2億1,000万円の損害が発生、昭和47年9月台風20号、昭和56年8月台風12・15号、平成23年9月台風12号、平成28年8月に発生した台風10号等により4回の洪水被害を被っており、直近の平成28年度には芽室川、ピウカ川、美生川及び十勝川の4河川で、1,170世帯3,214名に避難指示・避難勧告を発令、また、10カ所の避難所に1,117名が避難した。この水害で、道路、橋梁、農地、企業等に甚大な被害が生じ、住家についても全半壊4棟、床上・床下浸水119戸、町の被害総額約26億円で、過去最悪となった。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
S29.5.10	風害	風速30mの大暴風	1,379棟	畑・森林			約2億1,000万円
S47.9.17	水害	台風20号による風害 最大瞬間風速	床上浸水40戸	畑・農作物	道路・橋梁破損	商工業被害1ヶ所	約5億7,790万円
S56.8.5、 S56.8.23	水害	台風12.15号による風水害	床下浸水10戸、住宅一部破損4戸	畑冠水・流出5,304Ha	道路・橋梁破損	農業施設126ヶ所	約5億819万円
H23.9.2	水害	台風12号による風水害			道路・橋梁破損		約1億3,067万円
H28.8.30	水害	台風10号による風水害	全半壊4棟 床上床下浸水119戸	農地	道路・橋梁破損		約26億円

(出典：芽室町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 506 (独自調査)
- ・小規模事業者数 348 (独自調査)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	91	80	町内に分散している
	製造業	46	27	工業団地に多い
	卸売業	39	18	工業団地に多い
	小売業	90	58	市街地に多い
	飲食・宿泊業	42	38	市街地に多い
	サービス業	120	93	工業団地、市街地に多い

	その他	78	34	町内に分散している
--	-----	----	----	-----------

(3) これまでの取組

1) 芽室町の取組

項 目	年 月	備 考
芽室町地域防災計画の改正	毎年	H30.8改正
防災意識向上への啓発活動	毎年	① 「防災・減災」を考えるセミナーの開催 ② 防災出前講座の実施 ③ 北海道地域防災マスター認定に係る支援
各種防災訓練の実施	毎年	① 水害想定訓練 ② 総合防災訓練（地震想定） ③ 冬の避難及び宿泊体験会 ④ 災害対策本部訓練 ⑤ 災害対策本部に係る各部訓練
防災備蓄品の整備	毎年	備蓄品（一例） ① アルファ米（わかめ、五目、白粥） ② 卵スープ ③ 飲料水（500ml、1ℓ） ④ ダンボールベッド ⑤ アルミマット ⑥ ストープ ⑦ ポータブル発電機 ⑧ 毛布
災害告知用戸別端末の配付	H30～	① 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、農村部にお住いの世帯 ② 避難行動要支援者がお住いの世帯 ③ 市街地の各町内会長

2) 芽室町商工会の取組

項 目	年 月	備 考
損害保険への加入促進	H29.7	チラシ配布 102部
損害保険への加入促進	H30.4	チラシ配布 102部
BCP計画セミナー	H30.10	青年部員対象（12名参加）
BCP計画策定研修会	H30.11	十勝管内商工会青年部連合会西ブロック研修3名参加
損害保険への加入促進	H31.3	BCPセミナー案内 320部（参加者なし）
損害保険への加入促進	R1.12	チラシ配布 102部

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が不足している。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業種	商工業者数 (独自調査)	小規模事業者数 (独自調査)	策定目標 (事業継続力強化計画)					
			R2	R3	R4	R5	R6	計
建設業	91	80	5	5	5	5	4	24
製造業	46	27	1	1	1	1	1	5
卸売業	39	18	0	0	0	0	0	0
小売業	90	58	1	1	0	0	0	2
飲食・宿泊業	42	38	1	1	0	0	0	2
サービス業	120	93	5	4	4	4	4	21
その他	78	34	1	1	1	1	0	4
合計	506	348	14	13	11	11	9	58

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

芽室町	芽室町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先（予定）の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自調査)	小規模事業者数 (独自調査)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	91	80	5	5	5	5	4	5	5	5	5	4
製造業	46	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	39	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	90	58	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
飲食・宿泊業	42	38	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
サービス業	120	93	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4
その他	78	34	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
合計	506	348	14	13	11	11	9	14	13	11	11	9

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、芽室町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	芽室町商工観光課商工振興係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ芽室町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・芽室町災害対策本部の方針に従い、芽室町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、芽室町商工会と町は、被害状況等を下記により共有する。

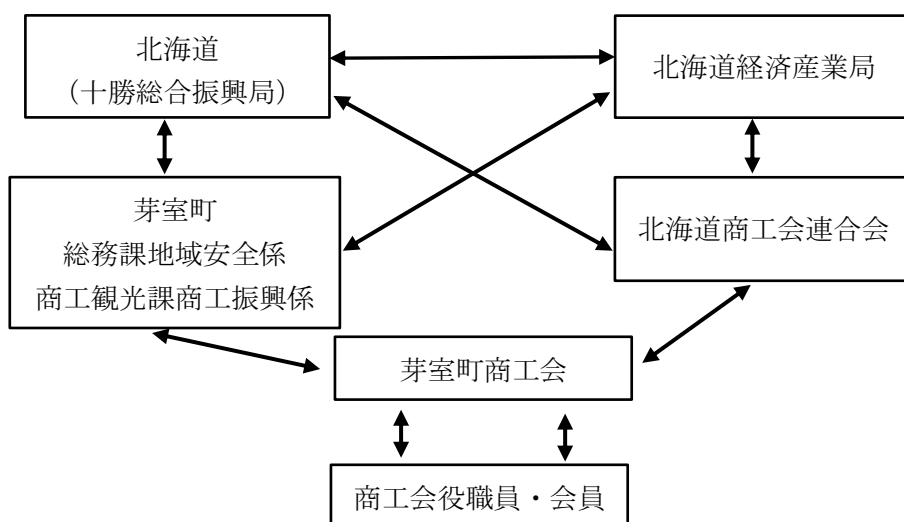
発災後～1週間	1日に1～3回共有する
1週間～2週間	1日に1～2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・商工会と町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、とちか総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・芽室町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、芽室町・芽室町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。

- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

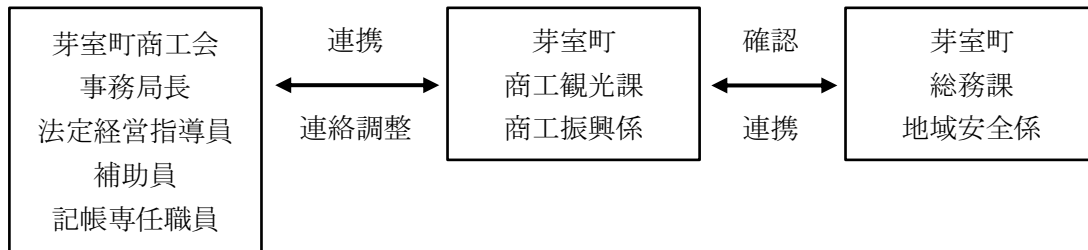
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年4月現在)

1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川岸 秀光・堀籠 光男 (連絡先は下記3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組を企画・立案し、実行する。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

芽室町商工会

〒082-0030 北海道河西郡芽室町本通1丁目19番地

Tel : 0155-62-2339

Fax : 0155-62-2333

E-mail : staff@shokokai-memuro.jp

(2) 関係市町村

芽室町商工観光課商工振興係

〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

Tel : 0155-62-9736

Fax : 0155-62-4599

E-mail : s-shougyou@memuro.net

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	290	290	290	290	290
・ 専門家派遣費	70	70	70	70	70
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ等配布	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金(国、北海道、芽室町)、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。